

意見書

平成24年7月6日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 100-6150
住所 とうきょうと ちよだく ながたちょうにちようめ
東京都千代田区永田町二丁目11番1号
氏名 かぶしきがいしゃ
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
だいひょうとりしまりやくしゃちょう かとう かおる
代表取締役社長 加藤 薫

「ブロードバンド普及促進のための環境整備に係るガイドラインの策定等に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
経営企画部 企画調整室
電話番号：
メールアドレス：

「ブロードバンド普及促進のための環境整備に係るガイドラインの策定等に関する意見募集」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

I. 「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(案)に対する当社意見

1. 基本的な考え方

◆本ガイドライン案は、全事業者に適用される事業者間協議の指針となるものであり、これまで様々な事業者間協議が難航し、とりわけ昨年、非指定事業者との接続料を巡っては、あっせん申請の手続きを経た上でも事態の解決に至らなかった事実を踏まえると、そのような事態の解消に寄与するものとの考えから、本ガイドラインの策定に異存があるものではありません。

2. 本ガイドライン案の個別規定に対する意見

ガイドライン(案) 該当箇所	当社意見
<p>P.6 4 接続に必要なシステム開発等 (3)接続に際して必要となる網改造 ②網改造費用の案分方法等について</p> <p>複数事業者がネットワークを接続する際、必要となる機能を具備するための網改造を行う場合、システムの仕様や費用負担の案分方法の決定に当たっては、関係事業者間で十分な協議を行うとともに、各事業者の意見を可能な限り反映することが望ましい。その際、例えば、利用の程度(トラヒック比等)が少ない事業者や必要な性能が限定的な事業者にとって著しく不合理なシステムの仕様や費用負担の案分方法が採用されることのないよう留意することが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実態上、費用案分について、事業者間の利害が一致することはそもそも困難であり、それらをガイドラインで求めること自体、実態から乖離するものと考えられ、開発を行う事業者の一方的な費用負担とならないよう留意する必要があると考えます。 ・この点を踏まえ、本ガイドラインに「適正コストの回収漏れにならないことに留意」といった内容を追記することが必要と考えます。 ・「例えば、利用の程度(トラヒック比等)が少ない事業者や必要な性能が限定的な事業者にとって著しく不合理なシステムの仕様や費用負担の案分方法が採用されることのないよう留意することが適当」との規定は、規模の小さい者への配慮から、他事業者の理解が得られず、一層合意が果たされにくくなるものと考えます。 ・この点について、本規定は規模の小さい事業者を不当に優遇するものではないと理解していますが、その旨確認をさせていただきます。

Ⅱ. 「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(改定案)に対する当社意見

1. 基本的な考え方

- ◆「移動通信分野において更なる競争促進を図り、一層多様かつ低廉なサービスの提供による利用者利益の実現を図るため、電波の公平かつ能率的な利用を確保する」(「(1)ガイドラインの目的」より抜粋)ことを実現するため、MVNO参入促進を図る観点から本ガイドラインは策定されたものであり、参入に当たってのMNO、MVNO双方の対応を規定する基準として、一定の役割を果たしてきたものと認識しているところです。
- ◆一方、ネットワークレイヤ主体の垂直統合モデルから、上位／下位レイヤをキーとした新たな垂直統合モデルの出現、MVNOの参入・普及拡大といった「市場環境」、更にはスマートフォンの普及拡大に伴う輻輳対策など、「設備環境」の大きな変容を踏まえると、実態との乖離が生じていることや、MVNO事業者が故意に接続料を支払わない事例など、ガイドライン策定時には想定し得なかった事態も生じており、見直ししなければ上記目的にも多大な支障が生じると考えられます。とりわけ、今後のMNOによる設備運営にあたっては、MVNOの前向きな取組みや協力が必要不可欠であるところ、それを促す仕組みが一切ないばかりか、何らペナルティーがないことに伴う影響は看過し得ないものですが、このようにMNOに厳格な規律を求める一方、MVNOには規律はほとんど求めない片務的なスキームは、もはや適切とは言い難いものと考えます。
- ◆また、諸外国においては、ほとんど全ての国がビジネスベースでMVNOにネットワークを提供しており、ごく一部の国のみがMNOにMVNOへのネットワーク提供義務が課せられているものの提供条件等詳細は事業者間協議に委ねられ、比較的規制が厳しいとされるノルウェーにおいてもMVNOの規模等を考慮した相対での料金等を含めた提供条件決定が認められております(参考資料)。日本においても相対で料金等を含めた提供条件を決定し、MNOとMVNOが互いにWin-Winの関係を構築できるよう規制緩和することが望ましいと考えます。
- ◆これらの状況を踏まえると、本ガイドラインの問題点として、具体的には下記の点が挙げられます。
 - ① MVNOからの聴取範囲について、「聴取に理由がない」とされる事項に、今後の設備対応に支障が生じうる内容が含まれていることに加え、聴取や協議にあたって、強力な行政処分である業務改善命令や協議開始命令を前提とすることで、MNOに過度な萎縮を与えつつ、「合理性」、「必要性」等をMNOが立証することを求めているが、MVNOが「合理性」、「必要性」を認めず、応じなければ、結果として、設備運営上必要不可欠な情報が入手し得ないこと。
 - ② ①で必要な情報が入手しえたとしても、需要の見通しが過大もしくは過小であった場合、そのリスクをMNOが一方的に負わざるを得ないこと。
 - ③ 厳格な接続義務に起因して、反社会的行為を行う意図のある事業者のMVNO参入要望が顕在化しており、当社のブランドイメージ低下だけでなく、ユーザ保護への支障が懸念されること。
 - ④ 電波法上の混信除去について、MNOによる管理・検証が制約される中、MNOが一方的に責務を負わされるなど、適正かつ公平とは言い難いものであること。
 - ⑤ 公平な役務提供義務の解釈で、MNOに対し、ユーザサービスのMVNOへの卸提供を義務化されるなど、法の趣旨を逸脱した過大な規律となっていること。
 - ⑥ 「接続」を導入するにあたって、役務についての整理が不十分、もしくは矛盾している点が散見され、結果として役務提供義務の対象が不明確となっていること。

⑦ 国際ローミング等に係る記載により、技術的、経済的実現可能性の検証に至るまでもなく、あたかもそれらの実現が前提との誤解を与えかねないこと。

◆なお、今回のガイドライン改定案において、接続拒否が可能とされる場合の具体的例示が追加されたことで、上記の①の一部や③等に関し、接続拒否事由の一定の明確化が図られた点については前向きに捉えているところですが、実行上運用が困難と考えられる点もあることから、より実態に即した規定に改めるべきと考えます。

2. 本ガイドライン改定案の個別規定に対する意見

ガイドライン改定案 該当箇所	当社意見
<p>① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき(事業法第32条第1号)</p> <p>(例)</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MNOが、MVNOに対して、合理的な必要性を示して、MNOによる適切な輻輳対策の実施に対する協力又はMVNOによる適切な輻輳対策の実施を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合※ <p>※ 輻輳対策は、MNOとMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適当である。そのため、MNOがMVNOに対して、合理的な必要性・利用用途を明示して、対策に必要な情報の開示を求めた場合には、MVNOは当該情報を開示することが求められる。</p> <p>また、MNOには、情報開示を求めるに当たって公正競争の確保に支障が生じないように留意するとともに、対策の実施に当たっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いを行わないことが求められる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・MNOによる輻輳対策の実施については、MNOが自ら行うものと、MVNOから情報提供等の協力を得て行うものと双方が考えられるところ、「協力」との表現で、その双方が含まれると解せるのか明確にする必要があると考えており、「MNOによる適切な輻輳対策の実施に対する協力」との規定について、MNOが自ら行う輻輳対策の実施に対するMVNOの理解も含まれる旨、確認させていただきたい。

ガイドライン改定案 該当箇所	当社意見
<p>② 接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき(事業法第32条第2号)</p> <p>(例)</p> <p>(略)</p> <p>・MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOの社会的信用が毀損され、MNOの利益を不当に害するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合※</p> <p>※ 電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあると認められるためには、MNOの社会的信用が毀損し、相当程度の利益の損失が発生することを客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。</p>	<p>・反社会的行為を行う意図のある事業者がMVNOへ参入した場合、MNOの社会的信用が毀損されるのみならず、MNOユーザへの支障が想定されることから、ユーザ保護の観点も考慮し、下記のとおりガイドライン規定を修正していただきたい。</p> <p>・事実として、当社にMVNOの申込みのあったフレパーネットワークス社が詐欺行為を働いた際(2011年7月に詐欺容疑で代表取締役が逮捕)、当社ユーザから相当数の被害報告を頂いたところです。</p> <p>(修文案)</p> <p>「・MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOの社会的信用が毀損され、MNO又はMNOユーザの利益を不当に害するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合」</p> <p>・「客観的な事実に基づいて」いなければ、相当程度の利益の損失を合理的に推定されないとすると、そもそも社会的信用がどの程度毀損されるのか、定量的な把握は困難であり、本規定の運用は実行上なし得ないものと考えます。</p> <p>・反社会的行為を行う意図のある事業者がMVNOへ参入した場合、想定される「MNOの社会的信用の毀損」及び「相当程度の利益の損失」はいずれも「MNOの利益を不当に害するおそれ」を構成する要件であると考えられることから、双方の要件を併記いただきたい。</p> <p>・具体的には、下記のとおりとしていただきたい。</p> <p>(修文案)</p> <p>「※電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあると認められるためには、MNOの社会的信用が毀損し、又は、相当程度の利益の損失が発生することを合理的に推定できなければならない。」</p>

ガイドライン改定案 該当箇所	当社意見
<p>④ 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき(事業法第32条第3号、事業法施行規則第23条第2号)</p> <p>(例)</p> <p>(略)</p> <p>・MNOが、MVNOが申し込んだ接続形態を実現するために要するシステム改修等の程度が著しく過大であると判断する合理的な根拠を示して、最低接続期間の設定や期間内接続解除に係る違約金の設定等の、システム改修費用の回収に係るリスクを軽減する措置を求めた場合であって、MVNOが合理的な理由なくこれに同意しない場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「著しく過大」とは、表現上重複しており、「著しく」は不要と考えられることに加え、「著しさ」が無くとも回収リスクが生じる場合には拒否事由に該当する、とするのが適当と考えます。 ・加えて、法令上の解釈からも、MNOとして、発生しうる回収リスクは「著しい」場合でなくても回避すべきと考えており、「著しく」との文言は削除していただきたい。 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・システム改修等を行うMNOの立場としては、最低接続期間を定めることや、期間内接続解除に係る違約金を設定するといった事例よりも、システム改修等に要した費用については回収漏れを防ぐ仕組みが重要と考えます。 ・「最低接続期間の設定」や「期間内接続解除に係る違約金の設定等」の規定は、あくまでも例示であり、これ以外にもMNOが取りうる「リスク軽減措置」は当然あるものと理解しておりますが、この点について確認をさせていただきたい。

3. 現行ガイドラインの個別規定に対する当社意見

項目	現行ガイドライン 該当箇所	当社意見
<p>① MVNOからの聴取範囲に係る見直し</p>	<p><MVNOの事業計画等に係る聴取範囲></p> <p>・P.9に「(4) MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化」の項を設け、「一般的に聴取に理由があると考えられる事項」と「一般的に聴取に理由がないと考えられる事項」の例示あり。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンの普及に伴う急激なトラフィック増加、それに対する設備対応が喫緊の課題となる中、MNOがMVNOより聴取できる範囲は極めて限定的にしか許容されていないことから、予期せぬ設備の逼迫や役務の円滑な提供への支障が懸念されます。 ・聴取範囲は、そもそもケースバイケースで判断せざるを得ないものであり、本来、このような規定自体馴染まないものと考えます。 ・実際に、当社がMVNOに対し、接続に係る必要な情報と判断した事項について情報提供を求めたものの、本ガイドラインの規定に基づき、拒否された事例もあるところです。 ・「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申案」への当社提出意見に対し、総務省より、「MNOにおいて、卸役務又は接続の業務を的確に遂行するという目的のためにMVNOから事業計画に係る事項の情報開示を求めた場合

項目	現行ガイドライン 該当箇所	当社意見
		<p>には、MVNOが応じることが適切である」との考え方が示されているところであり、本ガイドラインにおいても、その旨明確化すべきと考えます。</p>
	<p>・「一般的に聴取に理由がないと考えられる事項」の例として、「MVNOの想定する具体的な顧客名や当該個別顧客の需要形態」の規定あり。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・MNOが管理し得ない状況下で、MVNE(MVNOが兼ねる場合)の下で新たなMVNOにより、サービス提供が行われる場合、それについての聴取が本規定により許されないとなると、予期せぬ設備の逼迫や役務の円滑な提供への支障が生じかねません。 ・現に、当社へ事前に情報をいただくことなく、当社が認知しないまま、各MVNO傘下のMVNOにより、新たなサービス提供が行われる実態にある状況です。 ・このような状況を踏まえ、本規定における「顧客」には、MVNOは含まれない旨、明確化していただきたい。
	<p>・P.10「MVNOの個別の要望によっては、聴取することが必要な情報もあると考えられるが、そのような情報を聴取する場合には、MNOにおいて、その聴取の合理的な必要性をMVNOに対して明示することが求められる。」</p> <p>＜業務改善命令の対象となる事例に関する記載＞</p> <p>・P.9 注釈 15「MVNOに対して、合理的な理由なく、あえて社内の複数の部署と個別のかつ煩雑な協議を強いること。」</p> <p>・P.9 注釈 15「MVNOに対して、不要な資料の提出を要求し、又は速やかに回答できるにもかかわらず、いたずらに回答を遅延すること。」</p> <p>・P.9 注釈 16「MNOにおいて、卸電気通信役務の提供又は接続の業務を適確に遂行するという目的を超えて、MVNOから事業計画に係る事項の情報開示を求め、これに応じるこ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「合理的な必要性」、「合理的な理由なく」、「不要な」、「目的を超えて」等、その立証責任をMNOに求めています。MVNOがそれらを認めず、応じなければ、結果的に必要不可欠な情報が入手し得ない状況となり、その場合、MNOの設備運営上、重大な支障が生じる懸念があります。 ・実際に、当社がMVNOに対し、接続に係る必要な情報と判断した事項について情報提供を求めたものの、本ガイドラインの規定に基づき、拒否された事例もあるところではあります。 ・したがって、「MNOが必要とする情報聴取に応じないとする場合には、その合理的な理由をMNOに対して明示することが求められる」旨、明記していただきたい。 <p>・本ガイドラインにおける例示の行為類型が、強力な行政処分である業務改善命令の対象となることを前提とすること自体、適切な解釈が疑問を感じることに加えて、MVNOが応じない場合、実効的な協議が期し得ないにもかかわらず、それを協議開始命令の対象となり得ると明記されていますが、少なくともこれらの規定により、MNOに過ぎた萎縮を与え、一方的に応じようとするMVNOを容認した上で、それに伴う支障はMNOが一方的に負うという不条理な結果をもたらす得るものとなっています。</p> <p>・現に、当社は接続約款に従い、適正に手続きを行っているにもかかわらず、MV</p>

項目	現行ガイドライン 該当箇所	当社意見
	<p>とを当該契約や協定の締結条件とし、又は役務提供の条件とすること。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P.9 注釈 16 「また、MVNOがこれに応じないことを理由として、MNOにおいて ～(略)～ 協議に応じない場合、総務大臣による協議開始(再開)命令の対象となることがある。」 ・P.13 「MVNOの端末設備をMNOのネットワークに接続する場合においては、事前確認試験等が必要となる場合があるが、～(略)～ そうした事前確認試験等を実施する際に、MNOが故意に遅延行為を行ったり、不合理な費用の請求を行ったりする場合には、不当な差別的取り扱いに該当する可能性があり、事案によっては、業務改善命令の対象となる場合がある。」 	<p>NOからは、「アンバンドル化の話し合いを遅延させることにより公平な競争を阻害している例が多々存在」との一方的な主張がなされているところです。</p> <p>※日本通信殿の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集」への提案書(平成 23 年 4 月 22 日)より一部抜粋。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、本ガイドラインにおいて、「MNOによる一定の説明でもってMVNOは対応することが求められ、これに応じないのであれば、それに伴う不備はMNOの責とは言えない」旨、明記していただきたい。 ・なお、端末設備の事前確認試験は、電気通信業務とは解されないにも関わらず、業務改善命令を出し得るとの記載は一方的で適切とは言い難いものと考えます。
<p>② 想定外トラヒック発生等に対するMVNO負担の明確化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行ガイドラインには規定なし。 	<ul style="list-style-type: none"> ・Apple、Google等の海外巨大プレイヤーによる上位/下位レイヤをキーとした新たな垂直統合モデルが進展する中、当該プレイヤーのMVNO参入、グローバルMVNOとの連携等により、MNOが予期しえぬ事態が否定し得ないものと認識しています。 <別紙1> ・そのような状況下において、現行ガイドラインには、想定外のトラヒックが発生した場合等に対するMVNOの責任や負担の在り方に係る規定がなく、MVNOから、事業計画等の聴取がなし得たとしても、MVNOの需要の見通しが過大もしくは過小であった場合、そのリスクをMNOが一方的に負わざるを得ない状況にあります。 ・「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申」においては、「モバイル市場全体の発展の前提となるインフラを構築するMNOの設備投資インセンティブを損なわないことに留意」との考え方が示されたところであり、本ガイドラインにおいてもその旨、追記すべきと考えます。 ・また、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方 答申案」への当社提出意見に対し、総務省より、「予期せぬトラヒック増等へ対応しえず、全体的な品質劣化が想定されるケースについては、接続拒否事由に該当する」との考え方

項目	現行ガイドライン 該当箇所	当社意見
		<p>が示されているところであり、本ガイドラインにおいてもこのような事例は接続拒否事由に該当する旨、追記すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加えて、接続開始後に、MVNOに起因する想定外のトラヒック急増等が発生した場合には、MNOの責に帰すべきものではなく、以下のとおり、MVNOが応分の負担を負うことを明確化する必要があると考えます。 <p>(1)MVNOの需要見通しが過小であったことにより、特定のエリアで集中的に想定外のトラヒック増や契約者数増となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MVNOユーザを切り分けて、通信速度を低下させる等のトラヒック制御やアタッチメント制御を実施する等、条件設定を行うことが出来る旨、明確化が必要と考えます。 <p>(2)MVNOの需要見通しが過大であったことにより、MNOに本来不要な追加投資が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・追加投資分は、MVNOが負担すべき旨、明確化が必要と考えます。
<p>③実態にそぐわないMNOの片務的な責務の見直し</p>	<p><技適端末と電波法上の混信除去に係る責務の関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・P.13「MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける当該端末の適切な運用を求めることができる。この場合、当該端末については、事業法及び電波法で定める技術基準を満たす必要がある。」 ・P.13「電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が事業法に定める技術基準に適合しない場合を除き、その請求を拒むことができない」 ・P.20「MNOが無線局の運用を行う場合には、MVNOの利用者が用いる端末が何らかの不具合により他の無線システムに有害な 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準に適合する限り、MNOとして自らの検証がなし得ないまま、MVNO調達端末の接続を拒否できないとする一方、当該端末による混信の除去の責務はMNOにあるとするのは、一方的で不条理な規定であると考えます。 ・実際に、MVNOの開業にあたり、当社ネットワークでの検証のため、当社販売の全ての端末にて通常実施しているネットワーク接続試験の実施をMVNO調達端末において求めたところ、本規定に基づき拒否され、現在に至るまで一切検証が実施できていないところです。 ・したがって、P.13において、技術基準適合の条件に加え、MNOの求める事前確認試験の実施をMVNOへ義務付ける等の規定変更が必要であると考えます。

項目	現行ガイドライン 該当箇所	当社意見
	混信を与えた場合、その混信の除去を行う責務はMNOに課せられる。」	
④ 法の趣旨を逸脱した規律の見直し	<p>＜卸役務提供に係る利用の公平(電気通信事業法第6条 関連)＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P.4 「電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない(事業法第6条)。そのため、MNOは、MVNOから他の一般利用者や他のMVNOに提供しているサービスと同一のサービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・MNOがユーザに提供するサービスについて、MVNOへの提供を強いることは、公正な競争をかえって歪めるものであり、法令上適切な解釈とは言えないものと考えます。 ・本規定は、結果として、本来、提供義務はなく当事者間の自由な契約に基づく卸役務提供について、接続義務よりも強い義務が課せられるかのような記載となっているものとの認識です。 ・「機能のオープン化」を促進する観点から、「注視すべき機能」の仕組みが接続ルールの整備に伴って導入されたところですが、ユーザサービスの卸提供も前提とされたとした場合、明らかに行き過ぎた規律と言わざるを得ません。 ・また、このような解釈が正しいとすると、MNOに限らず、卸役務を提供している事業者は、ユーザサービスの提供を強いられることにつながり、およそあり得ない解釈であると考えます。 ・現に、MVNOからは当社がユーザへ提供中のサービスや割引プラン等の卸役務提供を求められる事例もあるところです。 ・卸役務提供に係る利用の公平とは、ユーザへの提供役務との公平性までを求められるものではないことから、本規定から「他の一般利用者」を削除することで、あくまでも卸役務間における利用の公平である旨、明確化が必要と考えます。
⑤ 接続の整理から生じる矛盾の解消 ＜別紙2＞	<p>＜接続型MVNOの提供役務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P.3 「MVNOとは、MNOの提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者」 ・P.15 注釈 24「MNOの役務提供区間においては、利用者に対して当該MNOが電気通信役務の提供を行っている」 	<ul style="list-style-type: none"> ・MNOのネットワークと接続してサービス提供を行うという観点では、接続型MVNOと他の固定系事業者(例:IP電話事業者等)に特段の接続形態の差異は認められない中、接続型MVNOは「移動通信サービスを提供できる」とされていること自体、提供役務についての整理が不十分であり、結果としてMNOの役務提供義務の対象が不明確となっているものと考えます。 <p>(役務提供義務の対象が不明確であることに起因して生じている矛盾の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に接続型MVNOが故意に接続料を支払わない事態が生じたところ、今後も同様の事態が生じた場合には、当社は法令や接続約款に基づき、接続停止を行わ

項目	現行ガイドライン 該当箇所	当社意見
		<p>ざるを得ない状況も想定されます。この場合、FOMA特定接続契約者(以下、「MVNOユーザ」)は何ら瑕疵がないにもかかわらず役務提供を停止されることとなり、その場合、当社は役務提供責任を問われるリスクが生じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、接続型MVNOが移動通信サービスを提供できるとすることについて、MVNOの提供する役務の定義や他の固定系事業者との差異も含めた明確化が必要と考えます。 ・また、MNOの役務提供義務の対象が不明確となっていることに関連し、MVNOユーザと当社ユーザとの関係について、下記の点を確認させていただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> ①接続型MVNOは、電気通信事業法施行規則 様式第4(提供する電気通信役務)において、どの役務を提供していることとされているか、確認をさせていただきたい。 ②上記事例のとおり、接続型MVNOが接続料の支払いを怠った場合、当社は法令や接続約款に基づき、接続停止を行うこととなるが、その場合、MVNOユーザに対して、当社は役務提供責任を果たしているものである旨を確認させていただきたい。 ③ネットワーク混雑時における疎通制御(通信速度を低下させる等のトラヒック制御)の実施は、本来、当社判断により、利用の公平の観点を踏まえ、当社ユーザとMVNOユーザを同等に扱うことが必要と考えられるが、この点について確認をさせていただきたい。
	<p><接続型MVNOがMVNEとなる場合のMNOの役務提供先></p> <ul style="list-style-type: none"> ・P.6 注釈 6「MVNOに代わってMVNEがMNOと接続し、MVNOは両者から電気通信役務提供を受ける形態」 ・P.15 注釈 24「MVNOがMNOと接続してサービスを提供する場合、当該MNOの役務提供区間においては、利用者に対して当該MNOが電気通信役務の提供を行っている」 	<ul style="list-style-type: none"> ・接続型MVNOがMVNEになるケースについて、注釈6と注釈24の記載は矛盾しており、結果としてMNOの役務提供義務の対象が不明確となっています。 ・この点からも、既に申し述べたとおり、接続型MVNOが移動通信サービスを提供できるとすることについて、MVNOの提供する役務の定義や他の固定系事業者との差異も含めた明確化が必要と考えます。

項目	現行ガイドライン 該当箇所	当社意見
	<p><接続型MVNOの提供役務> P.6 注釈 6「②接続にあたってMVNOが取得する情報の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理的な位置情報やエリア情報の配信等に必要な位置情報 ・主にHLR(Home Location Register: 端末位置登録等の機能を持つ設備)などに管理される情報であって、加入者の移動体端末を捕捉するために必要な加入者移動管理情報 ・主にCDR(Call Detail Record: 通話明細情報)などに管理される情報であって、課金を行うために必要な通信記録等の情報 ・MVNOが障害情報など利用者へのサポートを行うために必要な基地局やネットワーク等の障害情報や通信サービスに関するその他の障害情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・本規定は、接続さえすれば、MVNOがMNOのあらゆる情報を取得できるような記載となっているものと認識していますが、そもそも、これらの情報はMNOがMNOの役務提供区間において必要な情報であり、接続先の事業者が接続に関し必要な情報とは解されないものと考えます。 ・このような規定の存在は、MVNOに対して、MNOと同一レベルの情報保持が当然との誤解を与えかねず、現に、MVNOからは接続料に関するMNOからの情報開示について、「四半期毎の情報開示を義務付けることを強く要望」、「月次あるいは四半期ごとに、その時点で使用しているネットワークのキャパシティを、接続事業者には提供することを求めたい」等の主張がなされているところです。 <p>※日本通信殿の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方に関する提案募集」への提案書(平成23年4月22日)、MVNO協議会殿の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」答申(案)に対する意見書(平成23年11月30日)より一部抜粋。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、このような規定は削除すべきと考えます。
<p>⑥ 実施が前提との誤解が生じかねない事項の見直し</p>	<p><国際ローミングに係る規定></p> <ul style="list-style-type: none"> ・P.22「MVNOの利用者が提供を受ける国際ローミングサービスについては、MNOと外国事業者等との間で締結されるローミング協定に基づくものである場合には、MVNOにおいて、特段の行政手続を要しない。」 ・P.22「MVNOが外国の端末である無線局を国内に持ち込ませてサービスを提供する場合、当該MVNOとの間で卸電気通信役務又は接続に関する協定を締結するMNOは、国内で当該端末を運用するための許可を得ることが必要である。」 	<ul style="list-style-type: none"> ・本規定は、ローミングイン／アウトの区分がないなど表現が曖昧であることにより、自らはネットワークを持たないMVNOが国際ローミングインサービスを提供することや、MVNOが海外キャリアと国際ローミング協定を締結すること等について、明確な制度整理がなされていないにもかかわらず、あたかもそれらの実現が前提との誤解を与えかねないものと考えます。 ・国際ローミングに係る規定については、制度整理も含めた明確化が必要であり、少なくとも実態との整合性からは、「国際ローミングアウトサービス」と明記すべきであり、併せて、P.22の「MVNOが外国の端末である無線局を国内に持ち込ませてサービスを提供する場合、当該MVNOとの間で卸電気通信役務又は接続に関する協定を締結するMNOは、国内で当該端末を運用するための許可を得ることが必要である。」との規定については、削除すべきと考えます。

(別紙1) Google、AppleがMVNO参入を検討中との報道について

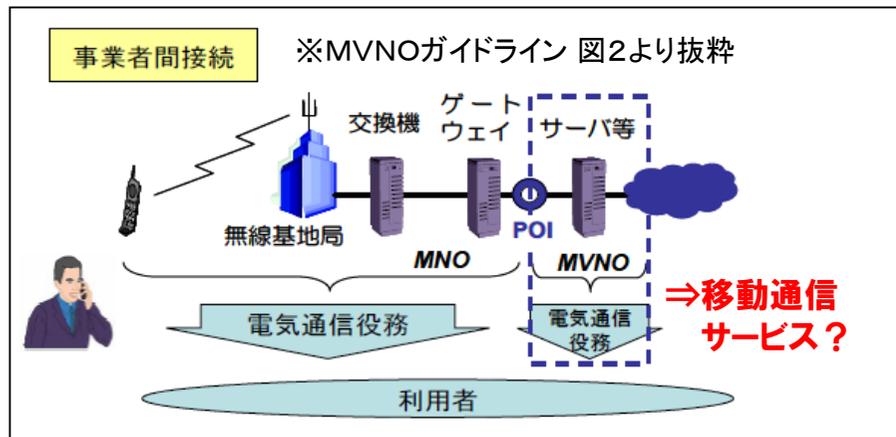
報道記事	記事の概要
<p>「グーグル、MVNOへの参入を検討中」 (2011年9月23日 Mobile business briefing)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グーグルはMVNO開始に向けてスペインで試験を行っている模様。 ・グーグルは位置情報を利用した検索やナビゲーション、写真共有を含めた彼らのコアなモバイルインターネットサービスの利用を促進する方法として、魅力的なデータ通信料金を備えたグローバルMVNOを設立しようとしている可能性がある。
<p>「Appleが“ソフトSIM”を研究中、キャリアを排除し市場を変えるか」 (2010年10月28日 eWEEK.com)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・AppleがSIMカードメーカーのGemaltoと協力して、iPhone用の特別なSIMカードを開発していると、Gigaomが10月27日に伝えた。 ・この埋め込み型SIMカードがあれば、顧客はAppleから直接(店舗でもWebでも)iPhoneを購入して、購入時に携帯キャリアを選択できる。
<p>「Appleが“仮想SIM”に係る特許を申請」 (2011年11月3日 Patently Apple)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年11月3日、米国特許商標庁は、アップルからの特許出願を公表した。これによりアップルが仮想のSIMカード(Virtual SIM Card)により作動する将来のiPhoneの開発に取り組んでいることが明らかになった。
<p>「Apple、GoogleのMVNO参入に関するアナリストの分析」 (2012年5月1日 WSJ Market Watch)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2011年4月にバルセロナで開催されたMVNO Industry Summit において、モバイル通信業界アナリストのWhitey Bluestein氏は「AppleによるMVNO参入は皆が思っているよりも早く実現する可能性がある」とのプレゼンテーションを行った。まずはタブレット端末にデータ通信サービスをバンドルしていく、と分析し、AppleがiTune storeを通じたサービス(データ・ローミング等)の提供を行ない、Googleが後に続く、と予想している。

(別紙2) 接続の整理から生じる役務概念の曖昧さ、矛盾について

<接続型MVNOの提供役務>

(ガイドライン上の記載)

- ・注釈²⁴には、接続型MVNOがサービスを提供する場合、「利用者に対しMNOが役務提供を行っている」とされている。
- ・また、図2からは、MNO、MVNOそれぞれが、利用者に対し、接続点を責任分界点として、自らの電気通信設備に係る電気通信役務を提供していると考えられる。



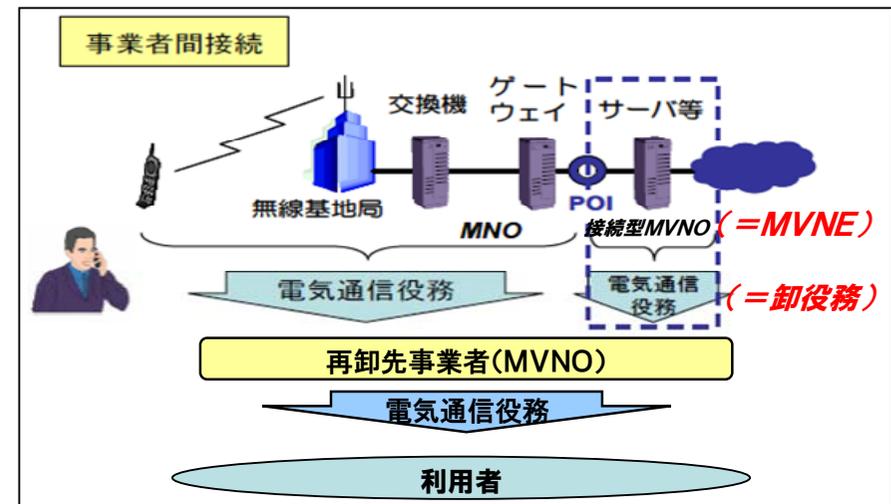
○MVNOは、「MNOの提供する移動通信サービスを利用して、又はMNOと接続して、**移動通信サービスを提供する電気通信事業者**」と定義されている。これを上図に当てはめた場合、果たしてMVNOが**移動通信サービスを提供していると言えるのか？**

○仮に、上記において接続型MVNOが移動通信サービスを提供しているとした場合、**全ての接続事業者が移動通信サービスを提供していることになる。**

<接続型MVNOがMVNEとなる場合のMNOの提供役務>

(ガイドライン上の記載)

- ・注釈⁶「MVNOに代わってMVNEがMNOと接続し、MVNOは両者から電気通信役務提供を受ける形態」との記載からは、MNOの役務提供先は、下図のように**再卸先事業者(MVNO)**となると考えられる。



※MVNOガイドライン規定をもとに作成

○接続型MVNOがMVNEを兼ねる場合、注釈²⁴の「利用者に対しMNOが役務提供を行っている」との記載と**矛盾が生じる。**

(参考) 諸外国におけるMVNOへのネットワーク提供義務の状況

- 欧米でのMVNOに対するNW提供は原則事業者間交渉によるビジネスベースで行われている。
- 日本以外では**ノルウェー、スペイン、香港**で原則、MVNOへのNW提供義務がMNOに対して課されている。
- ただし比較的厳しいとされている**ノルウェー**においてもMVNOの規模等を考慮した**相対での料金等提供条件決定が認められている**。
- **スペイン・香港では、提供条件等詳細は原則事業者間交渉に委ねられている**。

	日本	ノルウェー	香港・スペイン	米国・欧州
MVNOへのNW提供義務	相互接続による極めて厳格なNW提供義務	Telenor社(最大手事業者)に対して、NW提供義務	原則、MVNOへのNW提供義務あり	提供義務無し
MVNOへのNW提供方式	接続方式の場合は 接続約款に基づく 。 卸方式の場合は個別に交渉し卸契約を締結。(標準契約は公開)	原則標準契約に基づくが、規模等の客観的事実に基づいて料金等の条件を相対により決定することが認められる。	事業者間交渉による ビジネスベースで決定 。	事業者間交渉による ビジネスベースで決定 。
MVNOへのNW提供条件	接続方式については公表した 相互接続約款に基づき非差別的に対応 。 料金算定は 規定されたコストベースの算定式に基づいて実施 。	標準契約条件を策定し公開 。 ただし料金表は非開示でMVNOの規模等により 提供条件を変更可能 。 料金については 自社小売部門への卸価格相当を上限としている 。	事業者間交渉で決定。交渉不調時のみ政府が調停 。 スペインについては 自社小売部門が赤字にならない範囲で料金を設定可能 。	事業者間交渉で決定。 特定MVNOへの優遇など自由に提供条件を設定可能 。
MVNOとの情報交換内容	聴取範囲は合理的に必要な範囲に限定されており、あわせて聴取禁止事項をガイドラインで規定。合理性の立証責任はMNO側にありMVNOが合意しなければ必要な情報を得ることができない 。	①NW容量、②投資リスク、③競争の継続性、④NW安全性の確保、⑤知的財産の保護等についてヒアリングを実施し提供可否判断・提供条件決定に活用 。	事業者間交渉で決定。交渉不調時のみ政府が調停。	競合状況・収益性等確認のためにビジネスプラン、対象市場等様々な情報を聴取しておりNW提供可否・提供条件決定に活用 。

出典: 2012年CSMG社調査